



鳥取県登録省エネ診断員が 無料で省エネ診断します!!

限定10件!! 省エネ診断を受けたい県内事業所を募集!!

対象事業者

中小企業基本法に定める中小企業者 または 会社法上の会社に該当しない事業者で年間エネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル未満の事業者

※事業の目的及び性質を十分理解し、御協力いただける方。

診断対象

鳥取県内の活動拠点のうち、次の①～③の用途に該当する事業所

①事務所(オフィス)、②店舗・小売店、③宿泊施設(旅館・ホテル)

※診断員のスキルアップを目的の一つとしているため、建築物の用途を限定させていただきます。

【省エネ診断とは?】

- ◆事業所内の電力・ガス・重油等の使用量を**見える化**
(空調、照明、冷凍冷蔵機器、ボイラー等)
- ◆年間の月別傾向の把握
- ◆運用改善や設備更新による省エネを提案

なにからすれば...



【診断で期待される効果】

- ◆現状の把握、課題の共有
- ◆**省エネポテンシャル**の洗い出し
- ◆省エネによる光熱費削減 → **経営改善につながる!**

鳥取県内の温室効果ガス排出量の6割は、企業活動由来が占めており、脱炭素社会の実現に向けて地域企業の省エネ化を進めていく必要があります。

令和5年度、鳥取県では、「鳥取県登録省エネ診断員」制度をスタートさせ、企業の省エネ診断を行うことができる人材の育成と県内での省エネ診断の普及拡大に取り組んでいます。

本事業では、鳥取県登録省エネ診断員のスキルアップを図るとともに、地域企業を脱炭素経営へ誘導することを目的に、鳥取県登録省エネ診断員による無料の省エネ診断を行います。



登録診断員制度

問合せ先

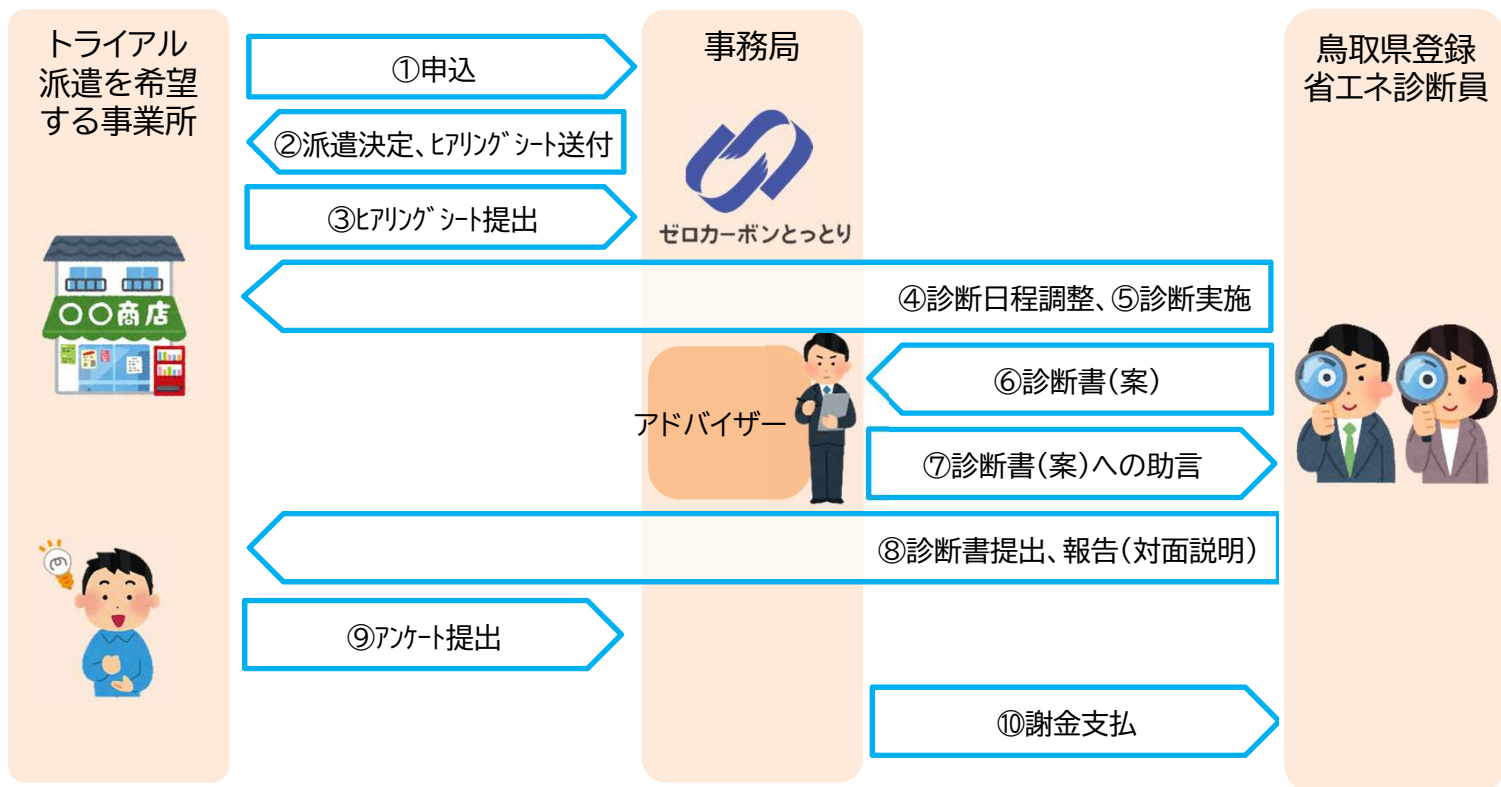
鳥取県 生活環境部 脱炭素社会推進課 担当:木下
0857-26-7879 datsutanso@pref.tottori.lg.jp

2050年CO2ゼロ!



申込方法は裏面へ

申込・診断フロー



<説明>

- ①「鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣申込書」(様式第1号)を事務局にメール提出してください。
- ②派遣決定後、事務局からヒアリングシートを送付します。
- ③診断に必要な情報(電気使用量等)をヒアリングシート記入して、事務局に提出してください。
- ④診断員と日程調整して現地診断日を決定してください。
- ⑤診断員が事業所を訪問して、現地診断(調査)を行います。
- ⑥診断員が、ヒアリングシート・現地診断結果を踏まえ、診断書(案)を作成します。
- ⑦省エネ診断の経験豊富なアドバイザーが診断書(案)の内容を確認し、診断員へ指導・助言します。
- ⑧診断結果について、原則対面で診断員から説明を受けてください。
- ⑨アンケートの提出をお願いいたします。
- ⑩事務局から診断員へ診断謝金を支払います。事業所の診断費用負担はありません。

<お願い>

本事業は、鳥取県登録省エネ診断員のスキルアップを図ることを目的の一つとしています。
そのため、診断対象を限定し、診断書の内容もエネルギー使用状況や省エネポテンシャルの見える化に重点を置いた比較的簡易なものとしています。
また、応募状況や事業所の規模等によっては、お申込みいただいても診断をお断りする場合があります。
これらの点について十分御理解いただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。

申込先

「鳥取県登録省エネ診断員トライアル派遣申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、事務局へ電子メールでお申し込みください。

<事務局> 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター
(ゼロカーボンとっとり)

<電子メール> shindan@eco-tottori.com

<電話> 070-7431-1169



トライアル派遣事業
申込書ダウンロード